

# 猫適正飼養ガイドライン

## 1. 目的

このガイドラインは、猫の適正な飼養に関し必要な事項を定め、猫の愛護と適正な管理の重要性について県民の理解を深めるとともに、県民による実行を通して人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくりの実現を目指すものである。

## 2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 飼い主 猫を所有する者（所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合には、その者を含む。）をいう。
- 2) 管理者等 猫が他の地域住民に迷惑をかけることのないように、責任を持って飼養管理できる者又は団体をいう。
- 3) 飼い猫 飼い主が飼養し、又は管理する猫をいう。
- 4) 屋内飼養猫 飼い猫のうち、屋内のみで飼養されている猫をいう。糞尿の処理や不妊去勢措置、疾病予防等については、飼い主に管理されている。
- 5) 外猫 飼い猫のうち、屋内外を自由に往き来できる猫をいう。糞尿や不妊去勢措置、疾病予防等については管理できていない猫もいる。
- 6) 野良猫 飼い主がおらず、猫自身が餌を探して生活している猫をいう。
- 7) 地域猫 飼い主はいないが、餌や糞尿の処理、不妊去勢措置、疾病予防等について管理されている猫をいう。
- 8) 地域猫活動 管理者等が、地域の実情に応じてその地域で生活する飼い主がいない猫に対して、猫に関する迷惑行為や苦情が発生しないように責任を持ってこれらの猫を世話することをいう。
- 9) 猫適正飼養活動 地域猫活動の他、飼い主や地域住民全般に対して、猫の適正飼養を啓発する活動等をいう。
- 10) 団体等 ボランティアで猫適正飼養活動等を行っている団体または個人で、猫適正飼養活動登録申請書（様式第1）により申請し、登録した団体をいう。
- 11) 地域猫活動グループ 地域猫活動を行うに当たり結成されるグループで、地域猫活動申請書（様式第2）により申請したグループをいう。

## 3. 実施主体

猫適正飼養活動は、自治会を含む地域住民が主体となって行う。また、市町

村、徳島県動物愛護管理センター及び総合県民局（以下「動物愛護管理センター等」という。）、団体等はこれを積極的に支援するものとする。

#### 4. 猫の飼い主の遵守事項

猫の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 疾病の感染防止、不慮の事故防止など猫の健康及び安全を保持するとともに、猫が公共の場所又は他人の土地、建物、その他の財産を不潔にし、又は損傷することのないよう、屋内飼養すること
- 二 適正な飼養が可能である場合を除き、不妊去勢措置を行い、繁殖させる等して飼養数をみだりに増やさないようにすること
- 三 その飼養し、又は管理する猫の習性などを理解し、終生飼養すること
- 四 猫が逸走しないよう措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において発見し、収容に努めること。
- 五 迷子札や首輪の装着、マイクロチップの埋め込み等身元の判明する措置を講じること
- 六 動物から人へうつる病気に対して十分な知識を持つこと
- 七 飼養施設及びその周囲を常に清潔に保ち、悪臭又は昆虫の発生を防止すること

#### 5. 特定の飼い主のいない猫への取組み

##### 1) 基本事項

- 一 飼い主のいない猫について、これに起因する様々な問題を地域のこととしてとらえ、地域住民が一丸となって取り組むものであること。
- 二 飼い主のいない猫の数を減らし、将来的にはこれらに起因する迷惑行為や苦情がなくなることをめざすものであること
- 三 これらの猫がいる地域において、飼い猫については、飼い主が4. に規定する遵守事項に基づき適正に飼養されていること
- 四 地域の実情に応じてルールを作り、取り組むものであること
- 五 これらの猫を飼養できない人や好ましく思えない人などの立場を尊重するものであること
- 六 飼い主のいない猫については、可能な限り里親を募集するなどして屋内飼養猫にすること

##### 2) 地域の選定

以下の条件をいずれかを満たす地域を選定する。

- 一 野良猫が多い又は猫（飼い主のあるものも含む）によって生活環境が悪化

しているといった苦情や相談が行政機関や地域自治会等に寄せられている  
地域

二 地域住民が地域ぐるみで活動を行うことができる地域

三 活動が可能な地域住民数人を選出し、活動のためのグループづくり等ができる地域

### 3) 役割の分担

地域住民やグループを中心として、動物愛護管理センター等、団体等、市町村、及び地域住民とが話し合いのできる場を設け、グループが地域の猫に関する対策の中心的役割を担っていくものとする。

その他の地域住民等の役割は次のとおりである。

各々が協力し連携しなければ効果的な活動とならないため、具体的に役割を分担していく必要がある。また、互いに連絡を取ることが必要となるため、各々代表者を決める方が活動しやすい。

#### 一 地域住民

住民は活動の主体として必要不可欠である。常日頃から地域に生息する猫に密着しており、問題も把握しやすいことから地域住民で構成する。代表者と連絡先を決めて、地域の猫に関する苦情や相談の窓口とする。

活動内容としては、猫の苦情対応や猫の管理、地域での話し合いや広報活動等を担う。

例) 有志で活動を始めて、徐々に地域に認知された

自治会の中でグループを作って活動をスタートさせた等

#### 二 団体等

豊富な経験に基づき、地域猫活動に関する取組みに対して、技術提供や活動の助言等を行う。

例：給餌方法や給餌場所

トイレの設置や糞尿の掃除などの管理方法

猫の不妊去勢手術のための捕獲方法

猫の個体識別方法

地域合意のための資料作成

広報活動の具体的な方法等

#### 三 市町村

地域で行う活動を支援する。

特定の飼い主がある飼い猫に対して、適正飼養の徹底した普及啓発を行う。不妊去勢手術の徹底、屋内飼養の推進等、市町村全体で飼い主のいない猫への取組みの広報活動を行う。

#### 四 動物愛護管理センター等

猫に対する苦情や、地域猫活動に関して興味があったり、地域猫活動を申し出たりすることで明らかとなる地域猫活動を行う地域の選定を行う。

その地域で地域猫活動に関心を持ってもらうための働きかけを行う。

地域住民と市町村、団体等との連携やこれらの中に入っての調整を行う。飼い猫の適正飼養に関する取組への支援、飼い主への徹底した適正飼養の普及啓発を行う。

#### 4) 取組みの準備

地域の猫に関する苦情状況を把握する。把握するために、自治会の班単位でアンケート調査を行う。(参考様式：アンケート 別記1)

#### 5) 活動の目標設定

アンケート結果に基づき、目標を設定する。目標設定は、活動期間や地域猫の頭数等について、できる限り具体的に行う。

- 例) 目標
1. 現在いる猫の頭数を 10匹から 3匹にする
  2. 飼い猫を屋内飼養にするよう普及啓発を行う

#### 6) 活動の開始・周知

一 設定された目標に沿って活動方針を決める。

例) 特定の飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を徹底する  
飼い主のいない猫の譲渡を主体とする

飼い猫について、その飼い主に対し、屋内飼養などの適正飼養を勧める  
(5. 飼い主の遵守事項の徹底)

二 外猫をなくすため、これらの適正飼養を含めて、飼い主への啓発を積極的に行う。

三 地域住民へ活動目標、活動方針などを自治会等を通じて連絡するとともに、再度理解を求め、協力を要請していく。

#### 7) 猫の管理・活動の維持

特定の飼い主がいない猫に対する活動を行うにあたり、次の点に注意する。

一 地域にいる猫の把握

例) 猫の写真リストの作成

猫の特徴による個体識別(性別、大きさ、毛色、模様、眼の色、尾の形、顔の特徴など)

首輪や迷子札、マイクロチップの装着の有無などの確認

## 二 不妊去勢手術を徹底する

飼い猫については、不妊去勢手術と屋内飼育の徹底を飼い主に対して求める。

飼い主のいない猫で不妊去勢手術を実施した猫には、耳のV字カット等外見上識別できる印を付ける。

## 三 給餌時間及び給餌場所を決める

餌は時間を決めて、決められた場所で与え、給餌時間が終了したらすぐに片付け、付近を清潔に保つ。また、周辺地域のゴミを漁らないように十分な餌を与える。

## 四 寝床の場所を決め、作る

猫小屋を設置して寝床を作るなど、寝床の場所を決める。

## 五 トイレの場所を決め、作る

柔らかい土、砂地等猫が好むトイレの場所を作る。また、トイレを常に清潔に保つため、掃除をこまめに行う。

トイレ以外の場所で猫が糞尿をした場合、こまめに掃除をし、臭いを消し去る必要がある。

例) 個人の敷地の場合で猫が糞尿をする場合、地域猫活動のグループあてに連絡してもらい、掃除をさせてもらいに行き、少しでも猫が敷地内に入らないようにするために忌避剤等を渡すのもひとつの方法である。それが困難な場合、所有者と相談してトイレを設置させてもらうのもひとつの方法である。

注) 三～五は、公共の場所ではないところが必要となるので、最初は理解のある人の敷地内などで行う方が望ましい。

## 六 飼い主がいない猫に対する苦情は、ひとつひとつ真摯に受け止め、対応していく。

## 七 人にもうつる感染症があることを理解し、糞尿の取扱等に注意する

## 八 定期的なワクチン接種を行う

## 九 ノミダニの予防を行う

## 十 終生面倒をみるようにする

## 十一 できる限り里親を見つけられるようにする

## 十二 猫が少しでも人に慣れるようにする

## 8) 長期的な問題に対する解決策

### 一 捨て猫対策

捨てられた子猫に対しては、譲渡を呼びかける。

捨てられる子猫に対しての対策

例) 捨て猫防止のため看板を立てかける

地域で協力して見張る等

捨て猫によって野良猫は増えること、猫を捨てることは法律違反であることを啓発する。「動物の愛護及び管理に関する法律」第27条の2により、「愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処せられる。」

## 二 里親探し

特定の飼い主がいない猫でも、屋内で飼養することは可能である。飼い主がいない猫のままでは、十分な身の安全が保証されず、猫にとって疾病や事故、虐待や給餌等、不自由な生活を強いられてしまうことから、できる限り里親を捜し、飼い主の元での屋内飼養に努めてもらう。このようにすることで、一頭でも不幸な動物を減らすことが重要である。

## 三 資金調達

不妊去勢手術の実施、ノミ・ダニ予防等活動を継続・維持させるため、資金を調達する必要がある。

例) 自治会への協力要請  
有志でのバザー開催  
募金箱の設置等